

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき、同法で定める身体に障害がある者に対して身体障害者手帳の交付等の事務を行う。申請書は市町村(大分市を除く)を経由し、こことからだの相談支援センターに送付される。こことからだの相談支援センターが交付決定を行い、市町村を経由して申請者に交付される。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第15条第1項) ②身体障害者手帳の返還に関する事務(第16条第1項又は第2項) ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名を変更したとき、若しくは居住地を変更したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	障害者手帳電算システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法別表の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 なし 【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部 障害福祉課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2723)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータ入力等手作業が必要な際は複数人での確認を行い人為的ミスの発生リスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはないが、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目以外を様式として定めていない。また、システムへの入力が必要事項以外は入力できない仕様とするほか、不要な情報は入力しないよう複数人で確認している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 ※番号法別表第二の10の項、14の項、20の項、53の項、85の2の項、108の項、116の項にかかる主務省令は未制定	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 ※番号法別表第二の53の項にかかる主務省令は未制定	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」最終改正による変更
令和1年6月25日	Ⅳ 基礎項目評価書		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	Ⅰ－3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の8 第30条の15第1項第1号(本人確認情報の利用) 別表第五の9の5 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第29項及び第5条第28項 ○身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第6条第2号	削除	事後	
令和5年5月30日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 ※番号法別表第二の53の項にかかる主務省令は未制定	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	
令和7年8月18日	Ⅰ－3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の11の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用簿に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条	○番号法別表の20の項	事後	
令和7年8月18日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項	事後	
令和7年8月18日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年8月18日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年8月18日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分かと判断根拠の追記	事後	基礎項目評価書の改正
令和7年8月18日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策と判断の根拠の追記	事後	基礎項目評価書の改正